特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	母子保健事業に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
藍住町は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、このようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
藍住町長

公表日
令和5年5月18日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査など母子の健康を推進する施策のための事務であり、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 保健指導に関する事務 2. 新生児の訪問指導に関する事務 3. 健康診査に関する事務 4. 妊娠の届出に関する事務 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導に関する事務 7. 低体重児の届出に関する事務 8. 未熟児の訪問指導に関する事務 9. 養育医療の給付または費用の支給・徴収に関する事務 10. 母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務
③システムの名称	保健総合システム　住民基本台帳ネットワークシステム　団体内統合宛名システム　中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
母子保健事業ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項　別表第一49項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　40条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（特定個人情報の提供ができる根拠規定） 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条8号 別表第二　第26、56の2、69の2、70、87項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第19条、第30条、第38条の3、第39条、第44条 （特定個人情報の照会ができる根拠規定） 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条8号 別表第二　56の2、69の2、70項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第30条、第38条の3、第39条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健センター
②所属長の役職名	保健センター 所長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	藍住町役場総務企画課 〒771－1292　徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1　電話088－637－3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	藍住町保健センター 〒771－1203　徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前32番地1　電話088－692－8658

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	様式変更による追加
令和1年6月26日	Ⅳリスク対策	項目なし	項目追加	事後	番号利用法改正に伴う追加
令和1年10月17日	Ⅰ1．②事務の概要	－	（追加） 10．母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事後	番号利用法改正に伴う追加
令和1年10月17日	Ⅰ4．②法令上の根拠	（特定個人情報の提供ができる根拠規定） 番号法第19条7号、別表第二　26・56の2・87の項 （特定個人情報の照会ができる根拠規定） 番号法第19条7号、別表第二　70の項	（特定個人情報の提供ができる根拠規定） 番号法第19条7号、別表第二　26・56の2・69の2・87の項 （特定個人情報の照会ができる根拠規定） 番号法第19条7号、別表第二　69の2・70の項	事後	番号利用法改正に伴う追加
令和5年4月1日	Ⅰ1．③システムの名称	—	サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、連携サーバー	事前	マイナポータルぴったりサービスからの申請受付に伴う追加記載
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年10月10日時点	令和5年4月1日	事前	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数(いつ時点の計数か)	令和1年10月11日時点	令和5年4月1日	事前	
令和5年4月1日	Ⅰ1．②事務の概要	9．養育医療の給付または費用の徴収に関する事務	9．養育医療の給付または費用の支給・徴収に関する事務	事後	
令和5年4月1日	5．評価実施期間における担当部署 ①担当部署 ②所属長の役職名	①健康推進課 ②健康推進課長	①保健センター ②保健センター 所長	事後	
令和5年4月1日	7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	藍住町役場総務課	藍住町役場総務企画課	事後	
令和5年4月1日	8．特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	藍住町役場健康推進課 〒771－1292　徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1　電話088－637－3111	藍住町保健センター 〒771－1203　徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前32番地1　電話088－692－8658	事後	
令和5年4月1日	3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　49の項 別表第一主務省令　第40条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第9条第1項 別表第一 49項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　40条	事後	
令和5年4月1日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	（特定個人情報の提供ができる根拠規定）番号法第19条7号、別表第二　26・56の2・69の2・87の項 （特定個人情報の照会ができる根拠規定）番号法第19条7号、別表第二　69の2・70の項	（特定個人情報の提供ができる根拠規定） 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条8号 別表第二　第26、56の2、69の2、70、87項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第38条の3、第39条、第44条 （特定個人情報の照会ができる根拠規定） 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　第19条8号 別表第二　56の2、69の2、70項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、第38条の3、第39条	事後	